平成２７年（フ）第７１５１号
東京都板橋区高島平５丁目７－４－506
債務者　小寺　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５２号
東京都墨田区立花１丁目28－３－321
債務者　須藤　高志
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５７号
東京都東大和市新堀３丁目７－９－３－201
債務者　金城　正勝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５９号
東京都東久留米市小山３丁目10－４　小山アパート　東１Ｆ号
債務者　中島　寛太
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１６２号
東京都練馬区田柄４丁目12－10　田柄特養ホーム
債務者　中川　義雄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１６４号
東京都江戸川区西葛西２丁目20－２
債務者　宮城　正雄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１６６号
東京都板橋区富士見町20－11－317
債務者　原木　芳子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１８９２号
札幌市西区二十四軒１条４丁目２番35号　アリコンビル３階　３－３、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区八軒６条西６丁目３番12号
破産者　株式会社エーディーホーム
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９３号
札幌市西区二十四軒１条４丁目２番35号　アリコンビル３階　３－３、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区八軒６条西６丁目３番12号
破産者　株式会社エーディー建築設計室
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２３号
さいたま市緑区大字中尾3063番地
破産者　株式会社豊建装
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
岡山市北区京橋南町５番11－Ｂ603号
破産者　平山スエコ
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３５５号
埼玉県新座市石神１丁目９番34号、旧住所埼玉県新座市西堀１丁目７番21号　コーポ・セジュール101号室
破産者　石原　一実
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６７号
札幌市白石区南郷通14丁目南５番15－103号、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別西５条１丁目20番22号
破産者　鎌田　裕美
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３５号
札幌市手稲区前田５条５丁目３番８号
破産者　長町　秀人
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２４号
さいたま市岩槻区美幸町５番35－７号、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区大字中尾3063番地
破産者　齋藤　　豊
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係